

令和6年度社会福祉法人監査に関する指摘事項の概要

※集計表の内容にリンクしています。

I 実施件数

実施法人数 一般監査 19法人(41法人中)

II 全体的傾向

●文書指摘件数 16件

※監査実施法人19法人中、8法人において指摘事項がありました。

●口頭指摘件数 64件

※監査実施法人19法人中、16法人において指摘事項がありました。

●助言件数 39件

※監査実施法人19法人中、17法人において助言事項がありました。

III 主な文書指摘事項

法人運営関係

10 理事の適格・適正…4件

- ・ 理事会を連続で欠席している理事がいるケースや、特殊の関係にある理事が上限を超えて含まれているケースがありました。

【解説】

- 『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について別紙1社会福祉法人審査基準』（以下「審査基準」）において、「実際に法人運営に参画できない者を……役員として名目的に選任することは適当ではないこと。」「地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり……役員として参加したりすることは適当ではないこと。」とされています。

そのため、どのような理事が『名目的・慣例的理事』に該当するかが問題となりますが、指導監査ガイドラインでは、原則として、当該年度及びその前年度において理事会を2回以上欠席している理事が『名目的・慣例的理事』に該当するとしています。

なお、厚生労働省 Q&A において「法人側に責任のないやむを得ない理由がある場合に、欠席理由について、法人の説明を十分に聞いた上で、欠席回数のみをもって文書指摘が行われないこともあり得ることにことを留意されたい。」とされています。

（やむを得ない理由の例）

- ①自然災害
- ②本人の病気・けが
- ③その他、法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると、所轄庁が認めた場合

事業管理関係

2 職員の任免等…2件

- ・施設長及び園長の選任を理事長の専決事項としているケースがありました。

4 不動産の借用手続き…2件

- ・法人施設の借地に利用権を設定していないケースがありました。

【解説】

- 施設長及び園長の選任を理事長の専決事項としていることがありました。施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があります。

- 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません(審査基準第2の1の(1))。また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

IV 主な口頭指摘事項 「文書指摘」としない指摘 (国ガイドラインでは文書指摘としない指摘)

法人運営関係

- ・定款の記載事項…4件
- ・評議員の適格・適正…3件

【解説】

- 基本財産の土地家屋について、定款記載の内容と全部事項証明書が異なっているケースがありましたので、定款記載時によく確認してください。
- 評議員会についても連続して欠席する役員等が見られました。開催日を決定する際は、出席者の意向を反映するなど、連続して欠席することが無いようにしてください。

事業管理関係

- ・契約事務…11件

【解説】

- 随意契約を行う場合については、随意契約が可能となる条件の確認、適正な数の見積もりの徴取などを行い、法人に不利な契約とならないよう留意してください。
- 金融機関印と通帳の別個の管理を徹底し、内部牽制に配慮した体制を取ってください。

会計経理関係

- ・経理規程の制定と遵守…16件

【解説】

- 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第157号)に基づいた改正がなされていない。また、実態に則していない。等の経理規程の不備がありました。法令、通知、実態に基づいた内容としてください。

V 主な助言事項 集計表(資料3-2)のとおり。